

## 四條畷市公共下水道接続指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続に係る排水設備の設置等の指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び四條畷市下水道条例（昭和60年条例第20号）に定めるところによる。

(排水設備の設置期限等)

第3条 排水設備の設置期限（以下「設置期限」という。）とは、法第10条に規定する排水設備の設置等及び法第11条の3に規定する水洗便所への改造（以下「排水設備の設置等」という。）義務等の期限とする。

2 法第10条第1項の「遅滞なく」とは、公共下水道の供用が開始された日から3年を超えない日までとする。

(設置期限の周知)

第4条 市長は、設置期限の90日前までに、法第10条第1項及び法第11条の3第1項の規定により排水設備の設置等義務を負う者（以下「設置等義務者」という。）に対し、設置期限が到来する旨の周知を行うものとする。

(排水設備の設置等の猶予)

第5条 市長は、設置等義務者が別表第1に定める事情により排水設備の設置等が困難であると認めるときは、同表に定める期間の範囲内において、排水設備の設置等の猶予（以下「設置等の猶予」という。）を認めることができる。

(設置等の猶予の申請)

第6条 設置等の猶予を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四條畷市排水設備の設置等の猶予申請書（様式第1号）に、別表第1に定める事情を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により証明書類の内容を確認できる場合は、書類の添付を要しない。

(設置等の猶予の可否決定等)

第7条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに猶予の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置等の猶予を認定すると決定した申請者（以下「猶予決定者」という。）に対しては、四條畷市排水設備の設置等の猶予認定通知書（様式第2号）により、設置等の猶予を認定しないと決定した申請者に対しては、四條畷市排水設備の設置等の猶予不認定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

(設置等の猶予の延長)

第8条 猶予決定者は、第5条の設置等の猶予の期間が満了した場合においても、別表第1に定める事情に引き続き該当する場合は、第6条の申請を再度することができる。

(設置等の猶予の取消)

第9条 市長は、猶予決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、四條畷市排水設備の設置等の猶予取消通知書（様式第4号）により設置等の猶予を取り消し、排水設備の設置等の指導を行うものとする。

(1) 設置等の猶予を認められた事情が消滅したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により設置等の猶予を認められたとき。

(特別指導等)

第10条 市長は、設置期限を経過した設置等義務者が、正当な理由なく排水設備の設置等を行わない場合又は第6条に定める申請をしない場合は、別表第2に掲げる状況に該当する事項を同表に掲げる点数により加点し、合計点数が10点以上の設置等義務者に対し、指導を行うことができる。

2 前項に規定する指導は、下水道課職員が設置等義務者と面接し、特別指導文書（様式第5号）を交付のうえ、次の各号に掲げる事項の説明及び指導（以下「特別指導」という。）を行うものとする。ただし、当該設置等義務者が遠隔地に居住するなど、やむを得ない理由により面接することが困難な場合は、郵送等に替えることができる。

(1) 排水設備の設置等義務及び設置期限に関すること。

- (2) 第5条に基づく設置等の猶予に関すること。
- (3) 第11条に基づく勧告に関すること。
- (4) 法に基づく命令及び罰則に関すること。
- 3 設置等義務者は、特別指導を受けた日から60日以内に、排水設備の設置等予定時期に記載した計画書(様式第6号)(以下「設置計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。
- 4 特別指導を行った職員は、その結果を特別指導報告書(様式第7号)に記録し、速やかに市長に報告しなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、前条第2項に規定する特別指導を受けた設置等義務者が、当該特別指導の日から60日以内に正当な理由なく設置計画書を提出しなかったと認められる場合又は設置計画書に記載した予定時期を経過しても正当な理由なく排水設備の設置等工事に着手しなかったと認められる場合は、勧告書(様式第8号)により排水設備の設置等すべき旨の勧告(以下「勧告」という。)を行うことができる。

(設置命令及び改造命令)

第12条 市長は、前条の勧告を受けた設置等義務者が当該勧告を受けた日から30日以内に正当な理由なく排水設備の設置等工事に着手しなかったと認められる場合は、法第38条第1項の規定による命令(以下「設置命令」という。)又は法第11条の3第3項の規定による命令(以下「改造命令」という。)を行うことができる。

- 2 設置命令及び改造命令は、命令書(様式第9号)により行うものとする。
- 3 前項の命令書は、配達証明付き郵便その他の相手方に到達したことが確実に立証できる方法により送達するものとする。
- 4 設置等義務者は、特別の理由がある場合を除き、第2項の命令書を受けた日から90日以内に、排水設備の設置等工事に着手しなければならない。
- 5 市長は、設置命令又は改造命令を行おうとする場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定により弁明の機会を付与するものとする。

(告発)

第13条 市長は、前条の設置命令又は改造命令を受けた者が、それらの命令に違反して排水設備の設置工事に着手せず、今後も命令に従うことが期待できないと判断したときは、当該設置命令又は改造命令に違反した者を告発することができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年4月1日までに公共下水道の供用が開始されている区域の設置期限は、令和2年4月1日を公共下水道の供用が開始された日としてこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の四條畷市公共下水道接続指導要綱の様式により提出されている四條畷市排水設備の設置等の猶予申請書及び設置計画書は、改正後の四條畷市公共下水道接続指導要綱の様式により提出されたものとみなす。

別表第1（第5条関係）

排水設備の設置猶予申請

区分	事情	期間	書類
1	排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情があること。	3年以内	前年（1月から6月までの間に申請する場合にあつては前々年）の所得状況を証明する書類（市町村民税課税証明書等）
2	建築物が近く除去される予定があること。	2年以内	建築物の使用計画書
3	土地の形状又は建築物の構造により、排水設備の設置が困難な事情があること。	排水設備の設置が困難な事情がなくなるまでの期間	排水設備の設置が困難であることを示す書類
4	建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。	汚水が排出されない期間	建築物から長期間にわたり汚水が排出されないことを示す書類
5	土地所有者や占有者が排水設備の設置を承諾しないこと。	3年以内	土地所有者や占有者との交渉記録
6	合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）により適正な管理のもと汚水を処理していること。	5年以内	浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の規定による検査の結果を証明する書類（浄化槽法定検査判定結果票等）
7	市長が特に必要と認めた事情があること。	市長がその都度定める。	市長がその都度定める。

別表第2（第10条関係）

特別指導の基準

区分	土地又は建築物の状況	点数
1	建築物が単独処理浄化槽（合併処理浄化槽以外の汚水を処理する設備又は施設をいう。）により汚水を処理しているもの、合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理されていないもの又はくみ取便所が設けられているもの	4
2	建築物が合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理しているもの	3
3	公共下水道の供用を開始した日から10年未満の区域に所在する土地	2
4	公共下水道の供用を開始した日から10年以上、20年未満の区域に所在する土地	3
5	公共下水道の供用を開始した日から20年以上経過した区域に所在する土地	4
6	建築物が営利を主たる目的として使用しているもの	3
7	土地又は建築物が排除する汚水が1か月当たり200立方メートル以上又は同等以上と推測されるもの	3
8	法第12条の2第1項に規定する特定事業場	3

年 月 日

四條畷市排水設備の設置等の猶予申請書

四條畷市長 宛

住所

申請者 氏名 印

電話番号

四條畷市公共下水道接続指導要綱第6条の規定により、下記のとおり排水設備の設置等の猶予を申請します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等の猶予の理由
3. 猶予の理由が解消される見込み期間 年以内

【誓約】

- ・ 猶予理由が解消された後、下水道法第10条又は同法第11条の3の規定による排水設備の設置等を行います。
- ・ 排水設備の設置等を行うまでは、汚水排水の流出抑制に努めます。
- ・ 周辺環境の悪化に対し、誠意を持って対応します。

【同意】

- ・ 猶予の理由を確認するにあたり、税情報等を調査することに同意します。

住所

氏名 印

第 号  
年 月 日

様

四條畷市長

四條畷市排水設備の設置等の猶予認定通知書

年 月 日付けで申請のあった四條畷市排水設備の設置等の猶予について、下記のとおり認定することとしましたので、四條畷市公共下水道接続指導要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等の猶予の理由
3. 猶予の理由が解消される見込み期間 年以内

様

四條畷市長

四條畷市排水設備の設置等の猶予不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった四條畷市排水設備の設置等の猶予について、下記の理由により認定しないこととしましたので、四條畷市公共下水道接続指導要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 不認定の理由

（教示）

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- （1）この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、四條畷市長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- （2）この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、四條畷市を被告として（訴訟において四條畷市を代表する者は、四條畷市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

四條畷市長

四條畷市排水設備の設置等の猶予取消通知書

年 月 日付けで認定した四條畷市排水設備の設置等の猶予について、下記のとおり取り消すこととしましたので、四條畷市公共下水道接続指導要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等の猶予を取り消す理由

（教示）

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

（1）この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、四條畷市長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（2）この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、四條畷市を被告として（訴訟において四條畷市を代表する者は、四條畷市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。



第 号  
年 月 日

様

四條畷市長

排水設備の設置等について（特別指導）

あなたが所有されている下記物件については、 年 月 日までに排水設備の設置等を行うことが、下水道法及び四條畷市公共下水道接続指導要綱において、義務付けられていますので、速やかに排水設備の設置等を行ってください。

については、排水設備の設置等予定時期を検討の上、当該特別指導を受けた日から60日以内に設置計画書（様式第6号）を提出してください。

ただし、正当な理由により排水設備の設置等工事ができない場合は、上記の接続期限を猶予することができます。

なお、正当な理由なくこの特別指導に従わないと認めた場合、勧告、命令及び告発の手続に移行することがあります。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地

年 月 日

設置計画書

四條畷市長 宛

住所

設置等義務者 氏名

電話番号

四條畷市公共下水道接続指導要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり設置計画書を提出します。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地
2. 排水設備の設置等工事検討時期 年 月頃まで
3. 排水設備の設置等工事予定時期  
着手予定 年 月頃まで  
完了予定 年 月頃まで

【誓約】

- ・排水設備の設置等を行うまでは、汚水排水の流出抑制に努めます。
- ・周辺環境の悪化に対し、誠意を持って対応します。

様式第7号（第10条関係）

特別指導報告書

指導実施 年月日	年 月 日	過去の接続依頼回数 前回の依頼日	回 年 月 日	
対象 物件 の 状 況	土地又は建築物の所在地	住居表示	地番	
	公共下水道の供用が開始された日	年 月 日		
	建築物の用途	1. 一般住宅 2. 共同住宅 3. 借家 4. 事業所 5. 店舗 6. その他( )		
	建築物の詳細 (建物名およびその他事項など)			
	使用水	1. 上水道 2. 上水道・井戸水併用 3. 井戸水等		
	汚水処理方法	1. 単独浄化槽 2. 合併浄化槽 3. くみ取り便所		
	土地所有者	住所		
		氏名		
		連絡先		
	建築物所有者	住所		
氏名				
連絡先				
使用者	住所			
	氏名			
	連絡先			
過去の接続依頼時の状況				
指導 経過	面接者氏名			
	指導員氏名			
	指導事項	<input type="checkbox"/> 排水設備の設置義務及び期限に関すること <input type="checkbox"/> 第5条に基づく設置の猶予に関すること <input type="checkbox"/> 第11条に基づく勧告に関すること <input type="checkbox"/> 法に基づく命令及び罰則に関すること		
	指導結果	1. 工事ができない理由  2. 工事検討時期 ( 年 月頃まで)  3. 対象物件の今後の予定		
	今後の対応	1. 設置計画書の提出の確認  2. 設置計画書に記載の年月により、状況の確認  3. 勧告を実施する時期( 年 月頃)		
以上のとおり指導を行ったので報告します。  年 月 日 氏名 印				

第 号  
年 月 日

様

四條畷市長

排水設備の設置等について（勧告書）

あなたが所有されている下記物件については、年 月 日までに排水設備の設置等を行うことが、下水道法及び四條畷市公共下水道接続指導要綱において、義務付けられていますので、速やかに排水設備の設置等を行ってください。

については、この勧告を受けた日から30日以内に排水設備の設置等工事に着手すること。

ただし、正当な理由により排水設備の設置等工事ができない場合は、上記の接続期限を猶予することができます。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないと認めた場合、命令及び告発の手続きに移行することがあります。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地

年 月 日付け特別指導により、排水設備の設置等を指導しましたが、未だ排水設備の設置等が行われていません。

については、この勧告書を受けた日から30日以内に排水設備の設置等を行うよう勧告します。

第 号  
年 月 日

様

四條畷市長

排水設備の設置等について（命令書）

あなたが所有されている下記物件については、 年 月 日までに排水設備の設置等を行うことが、下水道法及び四條畷市公共下水道接続指導要綱において、義務付けられていますので、速やかに排水設備の設置等を行ってください。

ついては、この命令を受けた日から90日以内に排水設備の設置等工事に着手すること。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないと認めた場合、告発の手続に移行することがあります。

記

1. 対象の土地又は建築物の所在地

年 月 日付け勧告書により、排水設備の設置等を勧告しましたが、未だ排水設備の設置等が行われていません。

ついては、この命令書を受けた日から90日以内に排水設備の設置等を行うよう命令します。

（教示）

この処分不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

（1）この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、四條畷市長に対して審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（2）この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、四條畷市を被告として（訴訟において四條畷市を代表する者は、四條畷市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、（1）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取

った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。